

## 「ディスポーザ排水処理システム等」の設置取扱要綱

平成 21 年 7 月 1 日

市 長 決 裁

「ディスポーザ排水処理システム等」の設置取扱要綱（平成 12 年 9 月 1 日施行）の全部を改正する。

### （目的）

第 1 条 この要綱は、稲城市下水道条例施行規則（昭和 60 年稲城市規則第 11 号）に規定するディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の設置に関し必要な事項を定め、もってシステムの適正な設置、使用及び維持管理に資することを目的とする。

### （用語の意義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生物処理タイプ ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理槽（排水処理部）へ排出し、生物処理した処理水のみを公共下水道へ排出し、汚泥は別途廃棄する方式のシステムをいう。
- (2) 機械処理タイプ ディスポーザからの排水を機械装置（排水処理部）によって固形物（以下「乾燥ごみ等」という。）と液体とに分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排出し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式のシステムをいう。
- (3) 使用者 システムの維持管理に関して最終的に責任を負う者をいい、戸建て住宅の所有者若しくは占有者又は共同住宅の管理組合等をいう。
- (4) 維持管理業者 使用者から委託を受けて、システムの維持管理（以下「維持管理」という。）を行う専門の業者をいう。

### （設置基準）

第 3 条 設置するシステムは、公益財団法人日本下水道協会の定める「下

水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 25 年 3 月）」に基づき同協会の製品認証を受けたものでなければならない。

（申請書の提出と計画の確認）

第 4 条 システムの新增設又は変更（廃止の場合も含む。）を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、稲城市下水道条例（昭和 60 年稲城市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する排水設備等の新設等の届出を行い、市長の確認を受けなければならない。

2 申請者は、前項の届出を行うときは、稲城市下水道条例施行規則第 4 条第 1 項各号に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 「ディスポーザ排水処理システム」設置届出書
- (2) 建築物配置図
- (3) 排水設備設計図
- (4) 仕様書（ディスポーザ及び排水処理槽の構造及び性能を示したものの）の写し
- (5) 維持管理業務委託契約書（写）
- (6) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書
- (7) 使用者承継確約書
- (8) 届出を行うシステムが公益社団法人日本下水道協会の製品認証を受けたことを示す認証書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 申請者は、前項第 2 号から第 8 号までに定める書類については、第 1 号に定める届出書に添付して提出しなければならない。

（排出の停止、制限及び改善命令）

第 5 条 市長は、システムの維持管理の状況により、公共下水道へ排出する水質が下水道管渠を損傷し、若しくは機能を阻害するおそれがあるとき、又は市長が公共下水道の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、排出の停止若しくは制限又はシステムの改善を指導することができる。

（維持管理）

第6条 使用者は、維持管理にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) システムから公共下水道へ排出された下水の水質を良好に保つため、システムの機能を保持し、適正な利用及び維持管理に努めること。
- (2) 維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (3) システムのうち機械処理タイプの維持管理について、1年に1回以上の専門業者の保守点検を実施すること。
- (4) 集合住宅において機械処理タイプを使用しようとする者は、所有者又は管理組合の承認を得ること。
- (5) システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する保守点検に関する記録、清掃及び汚泥引き抜き等の維持管理に関する資料を3年間保存し、市長から請求があったときは提出すること。
- (6) 第3号に定める保守点検を実施した場合は、その旨を市長へ保守点検報告書により速やかに報告すること。
- (7) システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理すること。

2 市長は、維持管理が適正に行われていることを確認するため、必要に応じて立入検査等の措置を講ずることができる。

(システム製造販売会社に対する指導)

第7条 市長は、システムの製造会社及び販売会社に対し、次に掲げる事項について指導を行うことができる。

- (1) システムの販売にあたり、利用者に対し、システムが維持管理業者との業務委託契約による維持管理が必要である旨を説明し理解を得ること。
- (2) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。
- (3) システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業務受託者が実施する保守点検に関する記録、清掃及び汚泥引き抜き等の維持管理に関する資料を3年間保存し、市長から請求があったときは提出する

こと。

(使用者の地位の承継)

第8条 当該システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた者（以下「新使用者」という。）が当該システムの適切な維持管理を引き継ぐものとする。

2 前項に規定する引継ぎが行われる場合、使用者は、新使用者に対し、当該建物の宅地建物取引業（昭和27年法律第176号）第35条に規定する重要事項説明書又はこれに代わるものに、次に掲げる事項を明記し、かつ、説明を行わなければならない。

(1) 維持管理については、維持管理業者との契約が必要であること。

(2) 下水道管理者の維持管理に関する指導等に協力する必要があること。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は下水道課長が別に定める。

付 則（平成21年7月1日市長決裁）

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則（平成26年4月8日市長決裁）

(施行日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。

(設置基準に関する経過措置)

2 改正前の「ディスポーザ排水処理システム等」の設置取扱要綱（以下「旧要綱」という。）に基づき設置されたシステム及び施行日から平成27年3月31日までに設置するシステムのうち旧要綱第2条第1号に規定する基準を満たしているものについては、改正後の「ディスポーザ排水処理システム等」の設置取扱要綱第3条の設置基準を満たしているものとみなす。